

京商OBクラブ会則

平成30年6月17日施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当会の名称は、京商OBクラブ（以下「当会」という）と称す。

(目 的)

第2条 当会は、京都500歳野球連盟に所属し、野球を通じて会員間の親睦を深め、将来は京都学園のOBに繋ぎ永続的な活動を行うことを目的とする。

(機関の設置)

第3条 当会は、次に掲げる役員をそれぞれ定められた規定により選出する。

1. 名誉会長 1名（会員総会で承認が無い限り任期は無し）

当会の維持発展に多大な功績を残し、当会の象徴的存在と会員総会で承認された者。

2. 会長 1名（会員総会で承認が無い限り任期は無し）

当会の代表として会員総会で選出された者。

3. 監督 1名（名誉会長と会長が推薦し、会員総会で了承された者で任期は2年とし再任を妨げない）
4. 主将・副主将・コーチ・マネージャー等は監督が選任し、選任された者は拒否できない。又、任期は監督のそれと共にある。
5. 会計 1名（会長と監督が選任し、任期は3年とし再任を妨げない）
6. 幹事 若干名（当会内で必要に応じて意見、提言、忠告出来る者で、会長と監督が選任し任期は無し）

第2章 会 員

（会 員）

第4条 当会員は次に掲げる者とする。

1. 京都商業高等学校並びに京都学園高等学校の硬式野球部に在籍し卒業された者。
2. 会長と監督からの推薦が有り会員総会で承認された者。

（入 会）

第5条 当会に入会希望者は、会長と監督の面接を受け承認を受けた者を会員とする。

(会 費)

第6条 当会の年会費として¥10,000を毎年年初の初練習及び会員総会の時に徴収する。

又その支出は野球に必要な事象に用途し、各大会の抽選会や懇親会等の会費は個人負担とする。

(退 会)

第7条 会長若しくは監督の了承を得た者は届出無く任意で当会を退会することが出来る。

(会員資格の喪失)

第8条 次のいずれかに該当するに至ったときは当会の会員資格を喪失する

1. 退会したとき
2. 会費の納入が2年にわたり遅延したとき
3. 当該会員が死去したとき
4. 当会が解散したとき

5. 会員総会で承認されたとき

(会員名簿)

第9条 当会員の住所及び氏名並びに連絡先を記載した会員名簿を作成し全会員に配布する。

第3章 会員総会

(総会の種類)

第10条 当会の会員総会は、年初の初練習時を定時総会とし、必要に応じて会長や監督が招集する臨時総会の2種類とする。

(議 決 権)

第11条 定時総会並びに臨時総会共に全会員の過半数の出席者(委任状含む)が居た場合その総会は成立する。

(決 議)

第12条 出席会員過半数の賛成により議事は決議とする。
尚、議事録作成の必否については会長に一任する。

(報 酬)

第13条 名誉会長、会長、監督、会計、幹事は奉職とし無報酬とする。

(附 則)

第14条 ここに掲げる以外の事項はその都度総会で議決する。